

平成28年度 あさぎり町議会第1回会議会議録（第1号）						
招集年月日	平成28年5月10日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成28年5月10日	午前10時00分	臨時議長	徳永正道	
	散会	平成28年5月10日	午後4時24分	議長	山口和幸	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	1番 市岡 貴純 2番 難波 文美					
出席した議会書記	事務局長 片山 守 事務局書記 林 敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	中村富人	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	小谷節雄	○	会計 管理者	上渕幸一	○
	企画財政 課長	神田利久	○	農業振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設林業 課長	坂本健一郎	○
	生活福祉 課長	小見田文男	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長補佐	土肥克也	○	農業委員会 事務局長	大林弘幸	○
	健康推進 課長	岡部和平	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第1号）

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙

追加議事日程（第1号の追加第1）

- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
1番 市岡 貴純 議員、2番 難波 文美 議員
- 追加日程第 3 副議長の選挙
- 追加日程第 4 発議第1号 あさぎり町議会広報調査特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第 5 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 7 広報調査特別委員会委員の選任
- 追加日程第 8 常任委員会、議会運営委員会及び広報調査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告
- 追加日程第 9 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙
- 追加日程第 10 球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙
- 追加日程第 11 上球磨消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第 12 報告第1号 専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について
- 追加日程第 13 報告第2号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について
- 追加日程第 14 報告第3号 専決処分した平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）の報告について
- 追加日程第 15 報告第4号 専決処分した平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の報告について
- 追加日程第 16 報告第5号 専決処分した平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第3号）の報告について
- 追加日程第 17 報告第6号 専決処分した平成28年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）の報告について
- 追加日程第 18 報告第7号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 追加日程第 19 同意第1号 あさぎり町監査委員の選任同意について
- 追加日程第 20 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
1番 市岡 貴純 議員、2番 難波 文美 議員
- 追加日程第 3 副議長の選挙

- 追加日程第 4 発議第 1 号 あさぎり町議会広報調査特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第 5 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 7 広報調査特別委員会委員の選任
- 追加日程第 8 常任委員会、議会運営委員会及び広報調査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告
- 追加日程第 9 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙
- 追加日程第 10 球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙
- 追加日程第 11 上球磨消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第 12 報告第 1 号 専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について
- 追加日程第 13 報告第 2 号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について
- 追加日程第 14 報告第 3 号 専決処分した平成 27 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 6 号）の報告について
- 追加日程第 15 報告第 4 号 専決処分した平成 27 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の報告について
- 追加日程第 16 報告第 5 号 専決処分した平成 27 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第 3 号）の報告について
- 追加日程第 17 報告第 6 号 専決処分した平成 28 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 1 号）の報告について
- 追加日程第 18 報告第 7 号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 追加日程第 19 同意第 1 号 あさぎり町監査委員の選任同意について
- 追加日程第 20 議員派遣の件について

午前 10 時 開 会

- 議会事務局長（片山 守君）** 起立、礼。おはようございます。まず、4月に発生いたしました熊本地震により犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしまして、1分間の黙祷を行います。黙祷。お直りください。着席。この度あさぎり町議会議員選挙におきまして、見事当選されました議員各位、誠におめでとうございます。改めてお祝いを申し上げます。本会議は一般選挙後初めての議会ですので、ここで町長のあいさつを受けたいと思います。愛甲町長よろしくお願いいたします。
- 町長（愛甲 一典君）** 皆様おはようございます。まず最初に、先ほど黙祷させていただきましたけれど、このたび熊本地震でお亡くなりになった方にですね、心からのお悔やみを申し上げます。また、今なお、被災されまして、本当に不自由な生活を強いられている皆様方に心より1日も早く、安心して生活できる環境また復興を祈るものでございます。本日は、4月にあさぎり町の町会議員の選挙が行われまして、その最初の議会でございます。私からも、町長として、今回当然された皆さん方に心からのお祝いを申し上げます。厳しい選挙でありましたが、見事当選していただきました。心よりお祝い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様御存じのとおり、この地方を取り巻く経済環境、生活環境本当に厳しいものがございます。そういうことで、国は地方創生ということで、各市町村にそれぞれ

れ独自の政策を掲げて、少子高齢化、人口減に歯止めをかけるための対策を打つようにという動きとなっております。そういうことで、あさぎり町としましても、健康と幸福ということを念頭に置きながら、さまざまな活動を展開していこうと計画をしているところでございます。今後、皆様方と共に、これをひもときながら、私たちあさぎり町といたしましては、やはりあのこの球磨郡で最も大きな町でございます。そういったところの責任といいますか、そういった町の位置づけをしっかりと認識をしながら、この球磨郡の中央にあるあさぎり町が元気になって、そして全体が元気になっていくと、いうぐらいの気概でこの行政を進めていきたいと覚悟しておりますので、皆様方におかれましては、御理解と御支援いただければと思います。皆様方と想いは一緒だと思いますので、私たちも一生懸命皆様方に提案していこうと思っております。皆様方におかれましては、一つ一つの案件に対しまして、真剣に議論していただきまして、さらにより方向へと向かっていくように、今後、皆様の活動を期待するものであります。今後とも、皆様方が御健勝にて、本当にこれからの4年間大いに活躍されますように心よりお祈り申し上げまして、町長としてのごあいさつとさせていただきます。どうか皆様お元気で活躍をしてください。今回の当選おめでとうでございます。

●**議会事務局長（片山 守君）** 次に、議員と執行部の自己紹介をお願いいたします。まず、議員からお願いいたします。それでは、1番議員から順番にお願いします。

○**議員（仮議席1番 市岡 貴純君）** おはようございます。1番、市岡貴純と申します。出身は、深田明廿地区となります。これからもよろしく申し上げます。

○**議員（仮議席2番 難波 文美さん）** 2番議員の難波文美でございます。上北の神殿原でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**議員（仮議席3番 加賀山 瑞津子さん）** おはようございます。3番、加賀山瑞津子です。あさぎり町須恵出身です。志あるところに道がある。夢とロマンとそろばんと、財政面にも目を向けながらしっかり取り組んでいきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○**議員（仮議席4番 橋本 誠君）** おはようございます。4番、橋本です。2期目ですが、上北の柳別府です。町民目線で、声を反映してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○**議員（仮議席5番 久保 尚人君）** おはようございます。5番、久保尚人です。2期目となりますけれども、精いっぱいやっていきたいと思っております。免田の築地出身です。よろしくをお願いいたします。

○**議員（仮議席6番 小出 高明君）** おはようございます。今回、2期目になります上地区榎田の小出です。町の発展のため努力していきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○**議員（仮議席7番 森岡 勉君）** おはようございます。深田地区仁王出身の森岡勉でございます。よろしくお祈り申し上げます。2期目の政治信頼の実現に向けて取り組むという政治信条に向けて頑張りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**議員（仮議席8番 徳永 正道君）** おはようございます。免田下乙地区の徳永正道でございます。合併してからの議会は2期目でございます。今期は、しっかりとした政策提言を軸に臨んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお祈り申し上げます。

○**議員（仮議席9番 豊永 喜一君）** 免田東築地の豊永でございます。是々非々の立場で、また頑張らせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお祈りいたします。

○**議員（仮議席10番 山口 和幸君）** おはようございます。免田二子出身の山口和幸です。どうぞよろしくお祈りいたします。

○**議員（仮議席11番 永井 英治君）** おはようございます。3期目の免田地区、永井英治でございます。よろしくお祈り申し上げます。

○**議員（仮議席12番 皆越 てる子さん）** おはようございます。3期目当選させていただきました上東の

皆越てる子でございます。4年の任期全うしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 議員（仮議席13番 小見田 和行君） おはようございます。岡原北竹野出身の小見田和行でございます。4期目になりましたけど、初心に立ち返り頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 議員（仮議席14番 奥田 公人君） おはようございます。岡原南の奥田公人です。現在4期目を迎えさせていただきました。今回はあさぎり町の発展とですね。住んでよかったと実感できるまちづくりを目指して頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議員（仮議席15番 久保田 久男君） おはようございます。須恵覚井出身の久保田久男です。5期目となりました。これまで同様、どうぞよろしくお願いいたします。
- 議員（仮議席16番 溝口 峰男君） おはようございます。上東、あさぎり中学校の近くに住んでおります溝口峰男でございます。私はHBより、もっとかたい信念のある男でありまして、それも、4年間また貫き通したいなというふうに考えております。皆さん方の御指導とお手柔らかにお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 議会事務局長（片山 守君） 町長には冒頭あいさつをいただきましたので、副町長、教育長の順にお願いします。
- 副町長（小松 英一君） おはようございます。副町長の小松でございます。私も、皆さん方と同様に、本年4月から2期目ということで務めさせていただくことになりました。力足りない部分がございますけれども、どうぞ御指導御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。
- 教育長（中村 富人君） 教育長の中村でございます。一昨年の8月に教育長に就任しております。やがて2年目を迎えるところでございます。上地区の井上に住んでおります。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（小谷 節雄君） おはようございます。総務課、小谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 企画財政課長（神田 利久君） おはようございます。企画財政課、神田です。どうかよろしくお願いいたします。
- 商工観光課長（北口 俊朗君） おはようございます。商工観光課、北口です。よろしくお願いいたします。
- 農業振興課長（甲斐 真也君） おはようございます。4月から農業振興課長を務めることになりました甲斐です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 建設林業課長（坂本 健一郎君） おはようございます。建設林業課長の坂本でございます。出身は須恵地区、覚井でございます。どうぞお手柔らかにお願いいたします。
- 上下水道課長（深水 光伸君） おはようございます。上下水道課長の深水です。岡原の宮麓でございます。どうかよろしくお願いいたします。
- 農業委員会事務局長（大林 弘幸君） おはようございます。農業委員会事務局長の大林です。2年目になります。よろしくお願いいたします。出身は免田の本町です。よろしくお願いいたします。
- 教育課長（木下 尚弘君） おはようございます。教育課長の木下と申します。出身は、岡原の竹野です。よろしくお願いいたします。
- 会計管理者（上渕幸一君） おはようございます。会計課の上渕と申します。最後の1年となります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 税務課長（那須 正吾君） おはようございます。税務課の那須です。よろしくお願いいたします。出身は深田の下里です。
- 町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。また皆様おめでとうでございます。よろしくお願いいたします。町民課長の宮原です。3年目になりました。町民課長として、明るい窓口を目指して頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- 健康推進課長（岡部 和平君） おはようございます。健康推進課長の岡部と申します。どうぞよろしくお願ひします。組織再編で、健康づくりに取り組む課としてですね。国民健康保険と後期高齢者医療も、健康推進課の所管業務となりました。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 生活福祉課長（小見田 文男君） おはようございます。4月1日からですね、以前は福祉課でございましたけれども、生活福祉とそれから高齢福祉に再編がなりました。生活福祉課としてですね、あと1年頑張っていきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。
- 高齢福祉課課長補佐（土肥 克也君） おはようございます。高齢福祉課課長補佐の土肥でございます。本日課長病気療養の為代理で出席させていただいております。よろしくお願ひ申し上げます。
- 議会事務局長（片山 守君） 私は議会事務局長の片山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議会事務局長（片山 守君） 自己紹介が終わりましたので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の徳永正道議員を紹介いたします。徳永議員、議長席へお願ひいたします。
- 臨時議長（徳永 正道君） ただいま紹介されました徳永でございます。規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。
- 臨時議長（徳永 正道君） ただいまから平成28年度、あさぎり町議会第1回会議を開会します。

日程第1 仮議席の指定

- 臨時議長（徳永 正道君） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま議席の着席の席とします。

日程第2 議長の選挙

- 臨時議長（徳永 正道君） 日程第2、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。ただいまの出席議員は16人です。次に、立会人を指名します。立会人に久保尚人議員、小出高明議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。
- 臨時議長（徳永 正道君） 投票用紙の漏れはありませんか。ありませんね。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。
- 臨時議長（徳永 正道君） ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願ひます。
- 臨時議長（徳永 正道君） 投票漏れはありませんか。ありませんね。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
- 臨時議長（徳永 正道君） 開票を行います。久保議員、小出議員。開票の立ち会いをお願ひします。
- 臨時議長（徳永 正道君） 選挙の結果を報告します。投票総数16票。有効投票16票、無効票ゼロです。有効投票のうち、山口和幸君10票。溝口峰男君6票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、山口議員が当選されました。議場の出入り口を開きます。ただいま議長に当選されました山口議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。山口議長、議長席にお着きいただき、当選の承諾及びあいさつをお願ひいたします。以上で臨時議長の役を終了いたしましたので、退席をいたします。
- ◎議長（山口 和幸君） あらためまして、おはようございます。ただいま、選挙が行われまして、私に投票いただきまして、今回あさぎり町の議長に当選させていただきました。この職務を先ほど所信表明いたしましたとおりの、活動することをお約束をいたしまして、議長の就任の御あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- ◎議長（山口 和幸君） それではお諮りします。お手元に配布の追加議事日程を追加して議題にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程を追加して議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議席の指定

◎議長(山口 和幸君) 追加日程第1、議席の指定を行います。議席はただいまの着席のとおりと指定します。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

◎議長(山口 和幸君) 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、1番、市岡貴純議員、2番、難波文美議員を指名します。

追加日程第3 副議長の選挙

◎議長(山口 和幸君) 追加日程第3、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。ただいまの出席議員は16人です。次に、立会人を指名します。立会人に森岡勉議員、豊永喜一議員を指名します。それでは投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。

◎議長(山口 和幸君) ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

◎議長(山口 和幸君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。森岡議員、豊永議員、開票の立ち会いをお願いします。

◎議長(山口 和幸君) 選挙の結果を報告します。投票総数16票。有効投票15票。無効投票1票です。有効投票のうち、徳永正道君9票、小見田和行君6票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、徳永正道議員が当選されました。議場の出入り口を開きます。ただいま、副議長に当選されました徳永議員が議長におられます。当選の告知をします。徳永議員、答弁席において当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

◎副議長(徳永 正道君) ただいま副議長に選出いただきました徳永でございます。先ほど本会議前に、所信の表明決意表明を述べさせていただきました。そのとおり、しっかりとした考え方で議長にもし支障を来したときには、その代位として精いっぱい務めたいというふうにも思っておりますし、議会におきましては、議会の活性化、そして自由闊達なルールにのっとった議論の場をつくり上げていきたいとそういうふうに改めて決意をしているところであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長(山口 和幸君) ここで議長副議長の選挙に伴いまして、議席の一部変更を行います。豊永議員の議席を8番に、永井議員の議席を9番に、皆越議員の議席を10番に、小見田議員の議席を11番に、奥田議員の議席を12番に、久保田議員の議席を13番に、溝口議員の議席を14番に、副議長の席を15番に、議長の席を16番に、それぞれ変更いたします。議席の移動をお願いします。それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

◎議長(山口 和幸君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第4 発議第1号

◎議長(山口 和幸君) 追加日程第4、発議第1号、あさぎり町議会広報調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。発議第1号は、会議規則第35条第2項の規定によって、趣旨説明を省略した

と思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長(山口 和幸君) 常任委員の選考委員会を開きますので、ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午後 1時42分

◎議長(山口 和幸君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第5

◎議長(山口 和幸君) 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。お諮りします。常任委員会委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおりにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任についてはお手元に配りました名簿のとおりとすることに決定をしました。

◎議長(山口 和幸君) 各常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時44分

再開 午後2時11分

◎議長(山口 和幸君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第6 ~ 追加日程第7

◎議長(山口 和幸君) 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任及び追加日程第7、広報調査特別委員会委員の選任を一括議題とします。お諮りします。議会運営委員会委員及び広報調査特別委員会委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおりにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員及び広報調査特別委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議長(山口 和幸君) 議会運営委員会及び広報調査特別委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時27分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第8

◎議長（山口 和幸君） 追加日程第8、常任委員会、議会運営委員及び広報調査特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果の報告を議題といたします。総務文教、厚生、建設経済、議会運営、広報調査特別委員会の順に各委員会の代表者に答弁席で発表を願います。まずは、総務文教委員会お願いいたします。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 総務文教委員会の委員長、永井英治、副委員長、加賀山瑞津子、以上でございいます。

◎議長（山口 和幸君） 次に、厚生常任委員会お願いいたします。

○議員（12番 奥田 公人君） 厚生常任委員会の委員長を、私奥田公人がさせていただきます。副委員長に皆越てる子議員をお願いしたいと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 次に、建設経済委員会お願いいたします。

○議員（13番 久保田 久男君） 建設経済常任委員会委員長に私、久保田久男、副委員長に小出高明議員です。どうぞよろしく願います。

◎議長（山口 和幸君） 次に、議会運営委員会お願いいたします。

○議員（6番 小出 高明君） それでは議会運営委員会の報告をいたします。委員長に私、小出高明、副委員長に皆越てる子委員をお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 次に、広報調査特別委員会お願いいたします。

○議員（4番 橋本 誠君） それでは議会広報特別委員会の委員長をさせていただきます私、橋本誠です。副委員長に、加賀山瑞津子議員をお願いいたします。よろしく願います。

追加日程第9 ～ 追加日程第11

◎議長（山口 和幸君） 追加日程第9、人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙から、追加日程第11、上球磨消防組合議会議員の選挙までを一括議題とします。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） まずは、人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙結果を発表いたします。溝口峰男議員、皆越てる子議員、豊永喜一議員、加賀山瑞津子議員、以上です。次に、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙結果を発表いたします。奥田公人議員、小見田和行議員、小出高明議員、久保尚人議員、難波文美議員、以上です。引き続き、上球磨消防組合議会議員の選挙結果を発表します。永井英治議員、橋本誠議員、市岡貴純議員、以上です。以上のとおり当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、以上のとおり当選されました。

◎議長（山口 和幸君） それではここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時43分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第12 報告第1号

◎議長（山口 和幸君） 追加日程第12、報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例について、報告いたします。地方自治法、昭和22年法律第67号、第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。以上よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） あさぎり町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。今回の条例の一部改正は、地方税法の改正に伴うところの改正でございます。1ページのほうをご覧ください。上から3段目の第1条となっておりますけれども、今回の改正で平成28年4月1日から施行されるものでございます。3ページのほうをお願いします。上から6段目の第2条となっておりますけれども、これは平成27年4月、昨年4月にさかのぼって改正をする必要があるものでございます。それでは、15ページのほうをお願いしたいと思います。税条例の改正概要で、改正の主立ったものについて御説明申し上げます。まず、18条の2につきましては、大規模な災害等による期限の延長に関するものです。延長の対象から除外されるもので不服申し立てに関するものが、審査請求に関するものに変更されたものでございます。次に、56条と59条は地方税法第348条の改正に伴うところの改正でございます。固定資産税の非課税の範囲で非課税の適用を受けようとする法人の追加と法人名の変更でございます。続きまして、附則第10条の2につきましては、固定資産税の課税標準の特例で、地方税法附則第15条の改正に伴うところの改正でございます。防災上で道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る固定資産税の特例措置の創設や、取得期限の延長などの改正が行われております。次に附則第10条の3は、耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額でございます。申告書に記載する事項が追加されたものでございます。続きまして附則第5条は、先ほど申しましたように、平成27年4月に改正したものをさかのぼって改正するものでございます。読みかえ字句の変更に伴うところの改正です。この附則第5条は、たばこ税に関する経過措置で旧3級品のたばこの税率を平成28年度から平成30年度まで段階的に引き上げるものでございます。税の改正につきまして、以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号を終わります。

追加日程第13 報告第2号

◎議長（山口 和幸君） 追加日程第13、報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告いたします。地方自治法、昭和22年法律第67号、第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明

申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。今回の条例の一部改正は、地方税法の改正に伴うところの改正でございます。それでは6ページのほうをお願いいたします。改正概要で改正内容を御説明申し上げます。第2条は保険税額の限度額の引き上げでございます。医療分の52万円を54万円に、後期高齢者支援分の17万円を19万円にそれぞれ引き上げられるものでございます。次に、第23条は軽減判定所得の引き上げでございます。5割軽減世帯の1人当たりの所得額26万円を26万5,000円に引き上げ、2割軽減世帯の1人当たりの所得額47万円を48万円にそれぞれ引き上げ上げるものでございます。以上で、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申しました。終わります。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第2号を終わります。

追加日程第14 報告第3号

◎議長（山口 和幸君） 追加日程第14、報告第3号、専決処分した平成27年度あさぎり町一般会計補正予算第6号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第3号、専決処分した平成27年度あさぎり町一般会計補正予算第6号について報告いたします。地方自治法、昭和22年法律第67号、第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） はい、それでは専決処分の平成27年度あさぎり町一般会計補正予算第6号について、説明いたします。予算書の1ページをおあけいただきたいというふうに思います。平成27年度あさぎり町一般会計補正予算第6号、平成27年度あさぎり町の一般会計補正予算第6号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,360万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,772万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正。第2条繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。平成28年3月31日専決、あさぎり町長愛甲一典。6ページをおあけいただきたいと思います。第2表、繰越明許費補正ですが、これについては地方自治法第213条におきまして、歳出予算の経費のうちその性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みがあるものについては、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができるというふうになっておりまして、その繰越明許費の分をここに記入しております。事業名で説明をしていきたいというふうに思いますが、まず最初に、上段の国のブランド化による雇用創出事業、それから、3段目の農業支援センター事業、それから、1番下の県南広域観光連携事業負担金、これにつきましては、国の補正がありまして、地域創生加速化交付金というのがついておりまして、それに交付金を利用して行う事業で、これについて明許繰り越しをするものです。それから、2段目の青年就農給付金経営開始型事業補助金、これについては、平成28年度に青年就農給付金、これを計画しておりましたが、これについても、国の補正がついておりまして、27年度の補正で計画をし28年度に繰り越すものです。それから、4段目の住宅リフォーム助成金、これについては、あさぎり町で住宅リフォームの助成金の事業を行っております。

けれども、住宅リフォームの工期が年度内に終わらないということでその助成金について、繰り越しをして28年度で助成をするというふうなものです。それから、7ページの第3表、地方債補正、これにつきましては、地方自治法第230条に基づきまして、地方債を発行して設定することができるというふうになっておりまして、起債の目的というところで道路整備事業、それから消防施設整備事業、これにつきましては、事業費の変更によりまして、地方債を変更しております。道路整備事業債については、合併特例債、それから消防施設整備事業につきましては過疎債を充てる予定としております。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。続きまして、10ページをおあげいただきたいと思っております。歳入です。上段からですが、款2地方譲与税、目1地方揮発油譲与税、それからですね、次のページの11ページ、下段のほうのですね、下から2番目ですが、款9、地方特例交付金、目1地方特例交付金、につきましては、交付額が確定しておりますので、それに伴う増減の補正を行っているところです。まず最初に10ページの款2地方譲与税、目1地方揮発油譲与税、これにつきましては、ガソリン税分として、市町村に対しましては譲与税の100分の42が市町村に来るようになっておりまして、2分の1が市町村道の延長、それから2分の1が面積に応じて、按分されるようになっております。そして、次に、款2地方譲与税、目1自動車重量譲与税、これにつきましては、車の車検等のときに係る自動車重量譲与税ということで、その譲与税です。これにつきましても、その収入額の1,000分の407に相当する額が各市町村に対して交付されます。先ほどのものと同じになりますけれども、2分の1が市町村道の延長、それから2分の1が面積で案分されまして、譲与されるものです。それから款3利子割交付金、目1利子割交付金、これは預貯金に対する利子に対する税金となっております。これについては、県に納付された利子割額に所要の調整を加えた後に、政令で定める率を乗じた額に5分の3が市町村に按分して交付されるものです。それから款4配当割交付金、目1配当割交付金です。これにつきましては、配当割額に対して所要額の調整を加えまして、政令で定める率を乗じまして5分の3を市町村に案文して交付されるものです。それから、款5株式等譲渡所得割交付金、目1株式等譲渡所得割交付金、これについても、県に納付された株式譲渡所得割額に政令で定める率を乗じまして、5分の3を市町村に按分して交付するものです。それから、次のページ、11ページになりますが、款6地方消費税交付金、目1地方消費税交付金、これについては、県に納付される地方消費税の2分の1に相当する額を市町村に交付されます。これについては、国勢調査の人口あるいは事業所統計の従業者数で案分をして交付されるものです。この地方消費税は、国税と合わせて8%となっておりますが、そのうち、地方消費税は1.7%となっております。それから、次の款7ゴルフ場利用税交付金、目1ゴルフ場利用税交付金、これについては、県に納付されたゴルフ場利用税収納額の10分の7に相当する額をゴルフ場利用税を納付したゴルフ場所在の市町村に交付するというものというふうになっております。それから款8自動車取得税交付金、目1自動車取得税交付金、これにつきましては、これも県に納付される自動車取得税額につきまして、政令で定める率を乗じまして、10分の7に相当する額を市町村に案分して交付されるようになっております。それから、款9地方特例交付金、目1地方特例交付金、これについては、恒久的な減税の影響による地方の減収を補てんするために創設された交付金として、あさぎり町の場合、減収補てん特例交付金となっております。住宅ローン減税等こういったもので減税になっている分を補てんするものです。それから次、款10地方交付税、目1地方交付税、これにつきましては、財源不足が生じる、地方公共団体に対して地方交付税総額の94%が地方交付税として交付されております。今回の補正としては390万3,000円となっております。それから、次の12ページをお願いしたいというふうに思います。中ほどに款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金、節4地方創生加速化交付金、1,996万6,000円ですが、これは先ほど繰越明許費のところの説明をいたしました、三つの事業がありましたけれども、これに充てる補助金としております。それから、14ページをお開きいただきたいというふうに思います。

上のほうです。款15県支出金、目1総務費県委託金、節1統計調査費委託金、国政調査交付金12万6,000円の減です。これについては、国勢調査の経費として確定をしましたので、その分交付金が減額となっております。それから款17寄附金、目2指定寄附金、節1指定寄附金、ふるさと寄附金27万7,000円です。これについては、昨年からふるさと納税ということで、一部返礼を行っておりますが、その成果もありまして、補正前は3,500万円を計上しておりましたが、27万7,000円増額をするものでして全体で3,527万7,000円の寄附をいただいております。これとまた県からも、県を通じて来るものが101万ほどありますので、全体では3,600万ほどになります。それから款18繰入金、目2ふるさと基金繰入金、節1ふるさと基金繰入金、ふるさと基金繰入金31万2,000円の減です。これにつきましては、子供育成奨励支援金の財源としてふるさと基金から繰り入れを行っておりますが、実績に応じまして繰入金を減額しております。それからその下の款20諸収入、目3雑入、節1雑入。住宅防火施設整備補助金、マイナスの2万8,000円となっておりますが、このうち2万3,000円について、住宅の告知放送の子局を建設するものに、この補助金を充てております。その実績に応じまして、この補助金が減額をされております。それから、その下款21町債、目2土木債、道路橋梁債、1,030万の減となっております。それと、その次のページの15ページ、款21町債、目3消防債、消防施設整備事業債20万円の減となっております。これについては、先ほど第3表で説明しました内容のとおりでございます。それから、16ページをお開きいただきたいと思います。歳出です。款2総務費、目14基金費、節25積立金、1億27万7,000円。この内訳ですが、ふるさと基金積立金として、これ歳入で受け入れております寄附金27万7,000円を積み立てております。それから財政調整基金積立金として1億円を積み立てております。これについては、平成27年度の繰越金が予想以上に多くなる見込みですので、その分で将来の財政運営を考えた上で1億円を積み立てております。それから、その下の目15地域情報通信基盤整備推進事業費、これについては、先ほど歳入のほうで説明いたしましたものでして、住宅防火施設整備補助金2万3,000円を減額しておりますので、財源更正となっております。それから一つ飛びまして、款2総務費、目8国勢調査費12万6,000円の減となっておりますが、これは実績に基づきまして減額をしております。以上、企画財政課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議長(山口 和幸君) 総務課長。

●総務課長(小谷 節雄君) はい、それでは総務課分の御説明をいたします。12ページをお願いいたします。12ページ最上段でございます。款11交通安全対策特別交付金、目1交通安全対策特別交付金でございますが、交通安全対策交付金につきましては、事故交通事故の件数あるいは町内の改良済み道路延長等を算定基礎といたしまして、交付金が交付されますが、その実績に応じましての減額の補正という形になっております。13ページの下のマスでございますが、款15県支出金の目1総務費県補助金、選挙人名簿システム改修費補助金でございます。これは選挙人名簿の電算のシステムの改修を国・県の補助金を受けてやっておりますが、これも実績に伴いまして15万8,000円の増額の追加補正という形でございます。13ページ最下段でございますが目の7、消防費県補助金でございます。球磨川水系を対象にいたしますところの防災減災に關しますそのソフト事業についての県のほうでの基金事業がございます。その実績でございますが、今年度27年度につきましましては、予算計上額から86万1,000円の減という結果というか実績になりました関係で今回減額でございます。あけていただきまして15ページの上段の分でございますが、21町債の目3消防債先ほど説明ございましたが、対象事業といたしましては、27年度につきましましては、ポンプ積載車、小型動力ポンプ、それから消火栓設置等の事業の確定額に伴いましての起債額の減額ということでございます。16ページをお願いいたします。2マス目でございます。歳出の中で、款2総務費の目7参議院議員通常選挙費でございますが、これ財源更正で国庫支出金の増に伴いますところの県支出金の増

に伴いますところの一般財源の減ということでございます。あけていただきまして20ページでございますが、款の8消防費の中の目1消防施設費、と目の4防災管理費の中での19の負担金補助及び交付金と11需用費14使用料及び賃借料、それぞれ先ほどの財源の補正がありました分に対応する分でございますが、消火栓につきましては、上水道会計で行いますところの上水道の布設がえに伴いまして消火栓の設置を行う場合の消防費としての負担を上水会計のほうへ負担金として繰り出しますが、今回につきましては5カ所を行っております。その各実績額に応じますところの減額でございます。節の11の需用費につきましては、防災の資機材あるいは備蓄品あるいはハザードマップ等々の需用費につきましての27年度実績額に応じます減額、14の使用料につきましては、排水ポンプ等の機械借上料につきましてのこれも実績額でございます。それぞれ減額に伴いますところの、先ほど申し上げました国県支出金のほうについても減額でございます。それから22ページ以降に給与費明細書でございます。給与明細書特別職の中で、下から2行目、比較欄のその他の特別職で職員数は14、報酬12万1,000円でございますが、これは後ほど説明あると思います。農業支援センターの運営費として、運営委員さんの報酬等がここに上がってくるものでございます。23ページ一般職でございますが、一般職につきましては、総括の欄で比較、下段の比較の欄に職員手当19万6,000円があるかと思っております。これにつきましても農業支援センター運営事業関係の職員手当ということで、この総括欄、その下の内訳欄、24ページの明細につきましても同内容の農業支援センター事業費ということで、19万6,000円の増額ということでございます。総務課所管は以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） はい、では、生活福祉課所管の専決補正予算について説明申し上げます。13ページをお願いします。歳入から説明申し上げますけれども、補正の要因は、主に、国県の各負担金等の額の確定に伴いまして、増減補正をしたものでございます。款の15の県支出金、目1民生費県負担金、節7の生活保護費県負担金、12万2,000円の減額補正をしているところでございます。これはしらがね寮における県からの負担金で負担額が確定したことによるもので事務費県負担金で18万8,000円の増額、それから、保護費県負担金で31万円の減額補正をしたところでございます。次に、項の2の県補助金、目2の民生費県補助金、215万6,000円の減額補正をしているところでございます。節1で社会福祉費補助金、1万5,000円補正しておりますけれども、これは27年度におきまして、戦後70周年に当たりまして、戦没者等の家族等に特別弔慰金が支給されました。その事務費として交付された補助金でございます。節の2の児童福祉費補助金、156万5,000円の減額をしているところでございます。それと、節の4の身体障害者福祉費補助金36万1,000円の減額補正しております。これは説明欄にもあります通り、各事業における県補助金等の額の確定によりまして、減額補正したところでございます。次のページをお願いします。款の20諸収入、目1民生費納付金35万1,000円の増額補正をしているところでございます。これはしらがね寮の入居者の自己負担金の額が確定したことによって、補正したものでございます。16ページをお願いします。歳出のほうの説明をします。最下段でございます。款の3民生費、目1社会福祉総務費、6万2,000円の増額補正しております。これは災害時要援護者の訪問調査等を行っておりますが、その経費に対する県の補助金セーフティネット支援対策等事業費補助金がございます。その平成26年度の補助金額が確定し、県に返還するものでございます。6万2,000円を計上したところでございます。次のページをお願いします。目の4障害者福祉費、102万3,000円減額しております。節20の扶助費、身体障害者住宅改造助成事業費、70万円減額、これは予算として1件の予算を計上しておりましたけれども、申請者がなかったことにより減額するものでございます。節の28繰出金、球磨郡障害認定審査事業特別会計繰出金32万3,000円の減額しております。これは平成27年度の障害認定特別会計の繰出金金額が確定したことにより、減額するものでございます。項の2児童福祉費、目の児

童福祉総務費1,761万5,000円の減額をしております。まず、節19の負担金補助及び交付金、1,802万5,000円減額、これも、各事業の額が確定したことにより減額するものでございます。特別保育事業補助金34万9,000円の減額。この事業は私立保育園の延長保育事業と、それから障害児保育事業等がございますけれども、延長保育事業等において、実績により現予算に不用額が見込まれるために減額補正したものでございます。それから、施設型給付費補助金1,611万2,000円の減額補正をしております。これは私立保育園と認定こども園の運営費として、町が負担金として支出するものでございますけれども、3月の議会で低年齢児、これはゼロ歳から2歳児の増、それから新制度における加算項目の新設に伴う増、それから処遇改善ですね、などの要因で増額補正をさせてもらいましたが、各保育園から等の実績報告によりまして不用額が見込まれるために1,611万2,000円を減額補正するものでございます。それから、放課後児童健全育成事業補助金、これは学童クラブでございますけれども、109万円の減額。それから、子育て支援強化事業補助金47万4,000円の減額。それぞれの事業で補助額が確定したことによって、減額補正するものでございます。それから節の23償還金利子及び割引料41万円、これは障害児通所支援事業の平成26年度の国及び県補助金の額が確定したことによりまして、返還金が発生しましたので、今回、国に27万3,000円、県に13万7,000円を返還するために計上したものでございます。それと、項の3救護施設費、目1救護施設総務費、これにおきましては、歳入の補正に伴いまして財源更正したものでございます。目2の救護施設事業費においても、歳入での増額によるものでその増額の4万1,000円を充当しまして、需要額で支出するために補正したものでございます。以上、生活福祉課補正予算について説明を終わりました。よろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（土肥 克也君） それでは高齢福祉課所管分を御説明申し上げます。13ページをお願いいたします。中ほどの款15県支出金、目2民生費県補助金、節5老人福祉費補助金、24万5,000円減額しております。これにつきましては説明に掲げております通り、地域包括支援センターネットワーク等強化事業補助金、これは錦町、上球磨、あさぎり町の三つの地域包括支援センター相互のネットワーク機能や連携体制の強化を図るための事業でございます。その補助金の額の確定により減額するものでございます。また、市民後見推進事業補助金については、人吉球磨圏域の市町村が共同して行う人吉球磨成年後見センター運営事業に係る補助金でございます。この補助金につきましても、額の確定により減額をしているものでございます。次に16ページをお願いいたします。歳出でございます。最下段の款3民生費、目2老人福祉費、節19負担金補助及び交付金でございます。成年後見センター事業費の確定によりまして負担金の不用額を減額したものと、先ほど歳入で説明申し上げました補助金の額の確定により、財源更正を行ったものでございます。以上、高齢福祉課分を御説明申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） はい、健康推進課分について御説明申し上げます。12ページをお願いいたします。中ほどでございます。款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金、保険基盤安定負担金1,225万3,000円。それから同じページの1番下になります。款15県支出金、目1民生費県負担金の保険基盤安定負担金577万4,000円の補正でございます。これは一般会計で受け入れまして、国民健康保険特別会計に繰り出す繰出金の財源となるものでございますが、この額の確定に伴うところの補正でございます。歳出でございます。17ページをお願いいたします。上段です。款3民生費の目6国民健康保険事務費、先ほど受け入れました国庫県支出金を受け入れまして、繰り出すところでございますが、額の確定によるところの財源更正をさせていただいております。それから、18ページをお願いいたします。上段の上から2番目、目5母子保健事業費、国庫県支出金の1万2,000円の減額と一般財源の1万2,000円の

増額でございます。補助金の確定に伴いますところの財源の更正でございます。赤ちゃん訪問に係る事業費に係るものでございます。以上説明終わります。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 農業振興課所管分の補正予算につきまして説明をいたします。まず6ページをお開きください。先ほど説明がありましたけれども、第2表繰越明許費の補正でございます。款5農林水産業費、項1農業費の栗ブランド化による雇用創出事業1,236万4,000円。同項の農業支援センター事業753万5,000円につきましては、平成27年度の加速化交付金事業として100分の100の補助で栗のブランド化による雇用創出事業を申請をしておりましたが、今回採択されたものです。また同項の青年就農給付金経営開始型事業補助金525万円につきましては、平成27年度国の補正予算で平成28年9月までの新規採択者予定分として、認められたものです。以上の事業開始年度につきましては、平成28年度からとなりますので繰り越しをお願いするものでございます。続きまして、歳入のほうに移りたいと思います。13ページをお願いします。2マス目の款15県支出金、中ほどの目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金の青年就農給付金経営開始型事業補助金525万円は、平成27年度補正で新規採択予定分として受け入れるものです。次に、自給飼料増産総合対策推進事業補助金につきましては、日の出放牧利用組合が実施した事業で、実績により減額するものです。次に、経営体育成支援事業助成金につきましては、平成27年度事業分の事業実績により417万2,000円を減額するものです。続きまして歳出となります。18ページをお開きください。款5農林水産業費、目4農業振興費、節9旅費34万4,000円と、節13委託料で、栗のブランド化による雇用創出事業委託料1,202万円計上しました。これは、平成27年度の加速化交付金事業として採択されました事業費を計上しておりますが、1億総活躍社会の実現に向けた対策として位置づけられたものです。この栗のブランド化による雇用創出事業の取り組みにつきましては、まずは栗部会と海外企業との連携について先進的に行われている地域が岐阜県の恵那市にございますので、先進地の視察を行うものです。また、あさぎり町農業支援センターへ栗ブランド化による雇用創出事業を委託し、町、JA、生産農家及び栗加工を行う株式会社あさぎりフレッシュフーズが一体となって、特選栗部会、仮称となりますけれども、立ち上げることであります。これは農商工連携として行うもので、この取り組み内容が加速化交付金事業の採択となったものです。このとき特選栗部会を農業支援センターが委託を受けて運営を行ってまいります。内容としましては、栗の生産農家に対する技術的な支援や後継者、新規就農者の育成支援、規模拡大のために必要な農地情報の提供や利用等に係る調整の支援を行うというものです。これにより、栗の安定した販売ルートの確立に加え、生産規模の拡大や技術向上に伴う生産の効率化が進み、農家所得や収益性の向上、後継者の確保、新規作付けに伴う中山間の遊休農地の解消に加え、株式会社あさぎりフレッシュフーズの経営規模拡大による町内の雇用の拡大を図ろうとするものです。委託料の内訳としましては、関係者の先進地研修の旅費として132万円、栗の栽培技術研修の講師謝金30万円、5ヘクタール分の栗苗木300万円、防護さく740万円を計画しており、目標として、生産技術研修の参加者を40名、栗栽培への新規参入農家を5戸と計画したところです。次に、節19負担金補助及び交付金の青年就農給付金、経営開始型事業補助金の525万円の追加でございます。今回、平成27年度補正予算におきまして、新年度分となりますが、平成28年4月から9月の新規採択予定者分の夫婦申請分1件225万円。個人申請分2件300万円の予算を予算措置がなされたので、その分を平成27年度で予算化するものです。歳入におきまして、同額が農林水産事業費県補助金で収納されるものです。続いて、同節の自給飼料増産総合対策推進事業補助金の減額につきましては、日の出放牧利用組合が平成27年度に実施した事業実績によるものです。次に、目5農業経営基盤強化促進対策事業費、節19負担金補助及び交付金の経営体育成支援事業助成金417万2,000円の減額ですが、平成27年度事業において20件の農家の

方々が、農業機械の導入を30%の補助事業で取り組まれております。約7,600万円の事業費となりましたが、その助成対象額として、2,264万8,000円と実績が確定したことにより減額となったものです。次に目20、農業支援センター事業費の予算につきましては、当初予算で計上しておりますが、平成27年度の加速化交付金事業として採択されましたので、農業支援センター事業費の予算をそのまま移行し、法人化に対する経費も補助対象として認められましたので同額を計上したものです。以上説明いたしました栗のブランド化による雇用創出事業として計上しました目4農業振興費の旅費、委託料と青年就農給付金事業、農業支援センター事業につきましては、事業開始年度が28年度となりますので、明許繰越をお願いするものです。また、28年度の当初予算におきまして、青年就農給付金の一部と農業支援センター事業の全部につきまして予算化をしており、重複いたしますので、今後の補正予算において、減額補正をお願いすることとなりますので、よろしくお願いたします。以上で農業振興課所管分の説明を終わります。

◎議長(山口 和幸君) 商工観光課長。

●商工観光課長(北口 俊朗君) はい、商工観光課所管分の補正予算につきまして説明いたします。19ページをお開きください。中段に款6商工観光費、項2観光費、目1観光費、節19負担金補助及び交付金26万3,000円。県南広域観光連携事業負担金26万3,000円とあります。歳入につきましては、12ページにおきまして地方創生加速化交付金、この中に含まれております。この県南広域観光連携事業といたしますが、県南の15市町村が連携して事業を行うものです。県が事業主体となり、あさぎり町の負担金が26万3,000円です。以上、説明を終わります。

◎議長(山口 和幸君) 建設林業課長。

●建設林業課長(坂本 健一郎君) はい、建設林業課所管分の補正予算について説明をいたします。7ページをお開きいただきたいと思っております。地方債の補正でございます。企画財政課長の分と重複する部分があるかと思っておりますけれども、道路整備事業債、補正前の額1億7,800万円から1,030万円を減額して、限度額を1億6,770万円に補正したものでございます。道路整備事業に伴う起債額を1億7,800万円を歳入財源として予定しておりましたが、交付金の追加交付、橋梁、舗装補修工事等の事業費確定によります起債借入額の減額補正をしたものでございます。次に、あけていただきまして12ページをお願いいたします。中ほど、国庫支出金、目土木費国庫補助金、道路改良費補助金240万円でございます。交付金事業で行う橋梁補修工事で芋八重橋架け替え工事分として、交付金の確定により追加交付されるものです。次に、14ページをお願いいたします。下から2枠目の款20諸収入の、目雑入、上段の住宅防火施設整備補助金、2万8,000円の減額でございますが、これは先ほど企画財政課からもありましたように補助金の最終確定により減額するものでございまして、うち、5,000円分につきましては、住宅建設費のほうに充当減をされるものでございます。同じページの1番最下段、町債でございます。土木債、道路橋梁債、1,030万円の減額でございます。地方債の補正で説明しましたとおり、歩道整備、舗装補修工事、橋梁補修工事の事業費確定により、減額補正をしたものでございます。次に、歳出でございます。19ページをお願いいたします。款7土木費、下から2枠目でございます。目2道路維持費、設計委託料、減額の70万円でございます。橋梁定期点検249橋分の入札残により減額補正したものでございます。同じく、調査設計委託料減額の50万円、道路防災点検事業9カ所分の入札残により、減額補正するものでございます。その下、目4道路改良費、設計委託料、600万円の減額でございます。東免田停車場線の減額350万円、黒田古町線減額の250万円、いずれも、入札残により減額補正したものでございまして、合計の600万円の減額でございます。最下段の款7土木費、目2住宅建設費、これは先ほど歳入の雑入で説明いたしました住宅防火施設整備補助金の減額による財源更正の5,000円分でございます。以上、建設林業課分の説明でございました。よろしくお願いたします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい。それでは、上下水道課所管分につきまして説明をさせていただきます。まず歳入の13ページをお願いいたします。2段目の中ほど、目3衛生費県補助金、節1浄化槽設置県補助金の9万3,000円の減額でございます。個人への浄化槽設置に対します補助金の実績によりまして、県からの補助金の交付額が確定されましたので減額するものでございます。歳出としまして、18ページをお願いいたします。最上段の目3環境保全費につきましては、財源の更正を行ったものでございます。以上説明を終わらせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） 教育課所管分について、説明を申し上げます。12ページをお願いいたします。中ほどになります。款14国庫支出金、目4教育費国庫補助金、節1の幼稚園就園奨励費補助金1万円でございますが、私立幼稚園の保育料の軽減措置に対する国庫補助金でございます。今回の交付決定の額に合わせまして増額をするものでございます。その下の節2、僻地児童生徒援助費等補助金44万8,000円につきましては、スクールバス運行費用に対する補助金でございます。こちらも今回の交付決定額に合わせ増額をいたしております。次に、節4文化財保護費補助金、230万円の減額でございます。昨年8月22日23日に行いました本目遺跡発掘20周年記念まちづくりシンポジウム事業に対する助成金でございますが、これにつきましては、実際の助成金交付先が、一般財団法人自治総合センターということで、本来雑入で受け入れをすべきところをこちらに計上しておりましたので更正を行うものでございます。なお、事業費の確定によりまして40万円減の助成額190万円を雑入に計上させていただいております。13ページをお願いいたします。款15県支出金、目6の教育費県補助金でございます。水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金事業の補助金額が確定しましたので、1,000円の減額をいたしております。14ページをお願いいたします。款18繰入金、目2ふるさと基金繰入金、減の31万2,000円につきましては、先ほど企画財政課長のほうで説明がありましたので、説明を省かせていただきます。その下の款20諸収入、目3雑入の2行目でございます。先ほど国庫支出金のところで説明いたしました町づくりシンポジウムに伴います自治総合センターシンポジウム助成金190万円を計上いたしております。続きまして歳出でございます。20ページをお願いいたします。款9教育費、目3教育振興費、節19負担金及び交付金の子供育成奨励支援金31万2,000円を減額しております。歳入のところで企画財政課長から説明がありましたふるさと基金を活用して、平成26年度から実施している事業でございます。九州大会、全国大会等の各種大会出場に係る経費の3分の2を高校生以下の児童生徒に対しまして、助成しておりますが、予定しておりました申請額に満たしておりませんので、その金額31万2,000円を減額するものでございます。なお、平成27年度は個人団体に約118万円ほど交付しております。あと、項1教育総務費から、項3中学校費まででございますが、歳入で説明いたしました財源の増減によりまして財源更正となります。21ページをお願いいたします。目3の文化財保護費でございますが、節8の報償費、講師謝金の3万5,000円の減額。あと節12の役務費、広告料の11万7,000円の減額をしておりますが、これは歳入のところで説明いたしましたまちづくりシンポジウムの事業費が確定したことによる減額補正をしております。教育課は以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。ここでお尋ねいたしますが、質疑がたくさんありますでしょうか。ありませんか。それでは、報告が終わりましたので、質疑はありませんか。それでは、質疑なしと認めます。これで報告第3号を終わります。ここで10分間暫時休憩いたします。

休憩 午後3時43分

再開 午後3時53分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第15 報告第4号

◎議長（山口 和幸君） 追加日程第15、報告第4号、専決処分した平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第4号、専決処分した平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号について報告いたします。地方自治法、昭和22年法律第67号、第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） はい。平成27年度国民健康保険特別会計補正予算第4号について御説明申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号、平成27年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,873万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年3月31日専決、あさぎり町長愛甲一典。6ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正は国、県、それから社会保険診療報酬支払基金それから国民健康保険団体連合会からの交付金負担金等の歳入歳出とも確定に基づくところの補正でございます。まず、款3国庫支出金、目1療養給付費等負担金、6,210万円の減額でございますが、療養給付費に係る部分それから介護納付金の部分、後期高齢者支援に係る国の負担金の確定に合わせた減額補正となっております。次の目1財政調整交付金でございますけれども、画一的な方法によって措置できない特別な事情というところで、被保険者の保険料負担能力の市町村間の差、そういったものに着目して、国が補助をするものでございますが、今回確定によりまして、普通調整交付金が2,071万6,000円の減額、特別調整交付金が1,033万2,000円の増額の補正でございます。前期高齢者交付金、款5目1前期高齢者交付金でございますが、4,114万6,000円でございます。前期高齢者に係る保険者間の差、不均衡を調整するということで交付されるものでございます。失礼しました。款3の国庫支出金の目1療養給付費等負担金の節2、過年度分1,923万円でございますが、これは、前々年度分、平成25年度の交付金負担金について確定したものの交付でございます。それから、下から2番目です。款6県支出金、目1財政調整交付金、国の財政調整交付金と同様でございますけれども、909万7,000円の増額となっております。繰入金、これは一般会計で、御説明申し上げましたけれども、国と県の保険基盤安定に係る繰入金が確定いたしました。それに伴うところの補正でございます。今回、一般会計から節2出産育児一時金の繰入金、それから節4その他一般会計のその他の一般会計繰入金ということで当初予算を計上しておりましたけれども、今回は国民健康保険特別会計の中の財源で、財源で出産育児一時金その他の一般会計の経費についてはあてるというところで補正をさせていただいております。財源調整のために、繰越金を2,410万円計上させていただいているところです。めくっていただきまして8ページから歳出でございますが、ただいま申し上げました歳入のほうも、補正に伴いますところの財源更正が主なところでございます。それから8ページの1番下ですけれども、款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費、1,248万4,000円については、額の確定通知に伴うところの補正でございます。その他のところも額の確定に伴うところの補正とそれから財源の更正でございます。以上説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第4号を終わります。

追加日程第16 報告第5号

◎議長（山口 和幸君） 追加日程第16、報告第5号、専決処分した平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第3号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第5号、専決処分した平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第3号について報告いたします。地方自治法、昭和22年法律第67号、第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（土肥 克也君） それでは、平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第3号について御説明申し上げます。補正予算書の1ページをお開きください。平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第3号、平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,028万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は第1表歳入歳出予算補正による。平成28年3月31日専決、あさぎり町長愛甲一典。次に、4ページをお願いいたします。まず、歳入について御説明を申し上げます。款2繰入金、目1繰入金、節1一般会計繰入金でございます。32万3,000円減額補正したものでございます。これは、審査会の審査認定に係る事務費の補助金の額の確定により、一般会計からの繰入金を減額したものでございます。次に歳出でございます。款1総務費、目1一般管理費、節1報酬でございます。補助対象経費である審査会の認定事務費の確定により、障害認定審査会委員報酬における不用額を32万3,000円減額したものでございます。次ページの給与費明細につきましては、今回の審査会委員報酬の減額に伴い、区分その他の特別職に補正後、補正前比較の額を示すものでございます。以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第5号を終わります。

追加日程第17 報告第6号

◎議長（山口 和幸君） 追加日程第17、報告第6号、専決処分した平成27年度あさぎり町一般会計補正予算第1号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第6号、専決処分した平成28年度あさぎり町一般会計補正予算第1号について報告いたします。地方自治法昭和22年法律第67号、第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） はい、それでは、平成28年度一般会計補正予算第1号について説明をいたします。予算書の1ページをおあけいただきたいと思います。平成28年度あさぎり町一般会計補正予算第1号、平成28年度あさぎり町の一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ456万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ102億6,855万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成28年4月27日専決、あさぎり町長愛甲一典。6ページをおあげいただきたいと思ひます。歳入です。款10地方交付税、目1地方交付税、補正額356万6,000円。今回の補正につきましては、普通交付税を財源として、それと諸収入雑入分を財源として、補正を編成しております。普通交付税のほうですが、平成28年度の見込み額としましては45億8,941万4,000円を見込んでおりますが、今回、356万6,000円を財源として入れておりますので、留保財源が2億4,861万7,000円と見込んでおります。それから款20諸収入、目3雑入、雑入100万円、熊本県市町村振興協会災害見舞金として100万円を計上しております。これについてにつきましては、熊本地震による見舞金として、県内全市町村へ100万円ずつ交付されるものです。以上、企画財政課の説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長(山口 和幸君) 総務課長。

●総務課長(小谷 節雄君) それでは歳出のほうについて御説明いたします。今回の専決補正予算につきましては、熊本地震対応関係でございますが、4月の14日の夜9時半、9時26分に今回の地震の前震と申しますか、発生しまして以降、あさぎり町本町といたしましてもそれへ向けての対応を行ってまいりました。先日、概略については御報告をいたしておりますので、内容について割愛いたしますが、その対応に關しましての経費といたしまして、総務課所管分といたしまして、予算書7ページの款8消費費の目4防災管理費に今回予算計上させていただいたものでございます。節の3職員手当等でございますが、宿日直手当といたしまして117万2千円でございます。宿日直手当という表現になっておりますが、通常の職員の時間外勤務手当と別の扱いをいたしまして、断続的な勤務につきまして、通常でも、きょうも雨降っておりますが、警報等が出た場合、あるいは今回のように緊急時等でまずあの、災害が出る前の段階の分につきましては、職員については、待機という対応をとります。その場合は断続的な勤務ということで、宿日直というような考え方を適用する関係で、今回の本部待機あるいは一時避難所をそれぞれ開設いたしておりますが、そこに従事しますところの職員の勤務につきましても、宿日直、夜であれば宿直、昼間であれば日直というような扱いをした、しておるところでございます。ということで、この説明欄、宿日直手当ということで117万2,000円でございます。次の時間外勤務手当と、その次の節の9旅費、節の11需用費につきましては、すべて今度の被災地自治体への職員の派遣業務に關しますところの経費でございます。時間外勤務手当につきまして今回の場合は、南阿蘇村への派遣でございますが、勤務時間とかカウントする時間以外にも勤務が発生するであろうというような想定の中で45万円の時間外勤務手当を計上させていただきました。節の9旅費につきましては、現在ここに上げておりますのは3人体制の60日継続を一応一つの今回の計算の根拠とさせていただきます。現在具体的に要請がございまして、今週末の13日まででございますが、その後につきましても県の町村会市長会を経由しまして、派遣要請は、今調査が来ておりますし、派遣要請もあるものと想定をいたしております。ということで一応60日分を3人の60日派遣体制を想定した予算計上でございます。需用費につきましてはその派遣に伴いますところのこの活動用の消耗品、具体的には、消毒薬あるいは手袋等々のですね、消耗品を一応5万円計上させていただきます。公用車燃料費はその往復の公用車燃料あるいは現地と申しますか、現地での活動用の燃料費ということでございます。ちなみに今回この派遣を決定いたしました、これにつきましてはの根拠といたしまして御承知かと思ひますが、平成15年の7月23日に熊本県の町村会、市長会で、熊本県市町村災害時相互応援に關する協定を締結しております関係で、今回その協定に基づきますところの応援要請に対応するという形で、今回の職員派遣等を行っているものでございます。総務課分以上でございます。失礼しました。その次の給与費明細がございません。給与費明細につきましては、ただいま申し上げました内容で具体的な職員手当としまして時間外手当、

宿日直手当がそれぞれ総括表それから内訳に出てまいるところでございます。総務課所管分以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） はい、生活福祉課所管の補正予算について説明申し上げます。先ほど総務課長からも説明がありましたけれども、熊本地震に伴います経費を計上しているところでございます。款の3の民生費、目1の社会福祉総務費、22万円補正しております。これは熊本地震に伴いまして、復興に向けてのボランティアを町と社協とで共同で行いまして、町民の方から募集を行いました。被災地への災害ボランティア支援に対する経費でございます。4月の29日、30日、それから5月の1日、3日、4日、5日、7日、8日のゴールデンウィークをですね、利用して被災地への災害ボランティアを計画したところでございます。マイクロバス運転手賃金と、それから時間超過を含んだところでの17万1,000円、それから11の需用費でマイクロバスの燃料費として4万9,000円を計上したところでございます。今現在、実績としまして、4月の29日から5月の5日まで、菊陽町のほうに支援に行ったところでございます。延べ87名の方が参加されております。それから、目の7社会福祉施設費51万円補正しております。これは、今回の地震によりまして、ふれあい福祉センターで一部修理を必要とする箇所が発生しました。その修理費として51万を計上したところでございます。以上で生活福祉課所管の補正予算について説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第6号を終わります。

追加日程第18 報告第7号

◎議長（山口 和幸君） 追加日程第18、報告第7号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第7号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることについて報告させていただきます。地方自治法、昭和22年法律第67号、第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） それでは、報告第7号について御説明をいたします。1枚めくっていただきまして、専決第3号、専決処分書でございます。平成28年3月31日に専決したものでございまして、中ほどから読み上げたいと思います。和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることとする。1、相手方、ここに記載のとおりの方でございます。説明につきましては次ページの説明資料に基づきまして説明を申し上げます。1、公の施設、町道瓜尾線でございます。2、事故発生状況でございます。平成27年12月6日午後1時30分頃、あさぎり町上西地内の町道で、相手方の運転する車両が通行中に横断溝のコンクリート蓋がずれ落ち、相手方車両のフロントバンパーを損傷されたものです。3、事故の原因、未舗装の道路のため車両の通行により、蓋際の路面が下がり、蓋が露出し段差ができていた。4、事故の損害額、相手方、車両修理額4万2,574円。5、事故の責任割合、町、100%、相手方0%です。6、損害賠償額4万2,574円。7、損害賠償金の補てん、損害賠償金は、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補てんされます。8、和解事項、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとします。9、町の対策、蓋の一部が破損したので、蓋

を取りかえ、路盤を形成し、そして蓋を固定いたしました。なお、7月12日に示談が成立をいたしております。以上説明終わります。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第7号を終わります。

追加日程第19 同意第1号

◎議長（山口 和幸君） 追加日程第19、同意第1号、あさぎり町監査委員の選任同意についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、森岡議員の退場を求めます。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 同意第1号、あさぎり町監査委員の選任同意について、あさぎり町監査委員を次のとおり選任したいので議会の同意を求める。平成28年5月10日提出、あさぎり町長愛甲一典。同意を求める方は、住所が、熊本県球磨郡あさぎり町深田北118番地、お名前は、森岡勉様。生年月日は、昭和27年12月5日でございます。提案理由でございます。あさぎり町の監査委員を選任するため、地方自治法、昭和22年法律第67号、第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。どうか同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから同意第1号を採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することを決定しました。森岡議員の入場を許します

追加日程第20

◎議長（山口 和幸君） 追加日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。お諮りします議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。お諮りします。本会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成28年度あさぎり町

議会第1回会議を閉会します。

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼。お疲れ様でした。

午後4時24分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 山 口 和 幸

署名議員 市 岡 貴 純

署名議員 難 波 文 美